

## 第 10 回の法廷(11 月 25 日・火)で証人尋問が決定

9 月 2 日に開かれた上田さんの第 8 回再雇用裁判で、原告、被告双方の証人尋問が 11 月 25 日(火・13 時 30 分開廷)に行われることが決まりました。いよいよ大詰めを迎えます。みなさんの裁判傍聴、署名などのご支援をよろしくお願いいたします。



▲株主総会宣伝行動でビラ配布する上田さん

### 会社―「定年後、再雇用させたのは退職金でもめていたから」と主張

被告は、上田さんは嘱託契約であるから、定年で退職したのではなく「期間満了により終了した」と主張。高年法の適用はない。嘱託は 60 歳を超えて雇用することはない。定年後再雇用させたのは退職金でもめていたからだと主張しました。不更新条項の契約は、上田さんが希望した、組合が了承したと主張しています。

上田さんは、「嘱託契約を結んだのは入社時だけで、27 年間契約書を交わしていない。期間の定めのない契約と同じ状況であった。当然高年法の適用を受け 65 歳まで再雇用が保障される。65 歳以下の年齢で雇い止めするのは違法。不更新条項を押し付けられ、やむを得ずサインした」と反論しました。最大の争点は、嘱託ではあるが期間の定めのない労働者と同じであることです。

### 「反復更新した労働契約は期間の定めのない労働者と同じ」

(安川パート裁判判決・04・5・11 地裁小倉支部)

私達が安川電機を相手にたたかったパートタイマーの解雇撤回裁判では、以下のように判決されました。

「原告甲斐において約 17 年間、原告林において約 14 年間にわたり、それぞれ 3 ヶ月の雇用期間満了ごとに、その労働契約を半ば自動的に更新してきた。・・・原告らと被告の雇用関係は実質的には期間の定めのない労働契約が締結されたと同視できるような状態になっていたものと認められ、本件雇い止めにも正社員と同様の解雇法理が類推適用されるというべきである」と下されたのです。

私達は上田さんの事件でもこの判例が適用され、65 歳まで働けると確信しています。



▲株主総会宣伝行動に参加した支援者の皆さん

安川電機にはエルダースタッフ就業規則と参事以上のシニアスタッフ制度があります。正社員も参事以上のシニアも、65 歳までの再雇用が保障されています。また安川電機の製造を請負っている安川マニュファクチャリング株式会社(子会社)では就業規則に定年退職が 65 歳に変更されています。同社に働くパートタイマーの多くの人が 65 歳まで働いているのが実態です。上田さんだけ再雇用を拒否・雇い止めをする理由はまったくありません。

原水禁広島世界大会に参加して

## 世界の核保有数

### 17,000発に驚く

原告・上田良子

JMIUの皆さんとの交流会の前に原爆資料館を見学しました。世界で初めて広島に投下され、今年には被爆69年。一瞬にして約20万の尊い命が奪われ、市街地は廃墟と化してしまっただけです。爆風と熱線で服は焼けこげ、皮膚は爛(ただ)れ、原子爆弾の悲惨さ、ありさまは現実のものとは思えません。罪もない市民が犠牲となり、今でも沢山の方が原爆症で苦しんでおられます。核の恐ろしさを再認識しました。

交流会は25名の参加で、うち30代までの若者は10名。和やかな雰囲気の中で来春のNPT(核不拡散条約)ニューヨーク行動、被爆70年に向け、核兵器全面禁止、憲法9条を守ろう等の運動と共に組織力の強化、若者達の多くの参加を呼びかけていました。若者の参加が課題なのだと感じました。

式典での広島市長のメッセージで印象に残った言葉は、「絶対悪」を連発したことです。

- 核兵器は子供達から何もかも奪ってしまった「絶対悪」である。
- オバマ大統領始め核保有国は広島、長崎の被爆地を訪れ確かめて下さい。そうすれば、核兵器は存在してはならない「絶対悪」と確信できる。
- 「絶対悪」による非人道的な脅しで国を守ることを止める。
- 「絶対悪」である核兵器の廃絶に力を尽くす。

それから、「69年間戦争をしなかった事実を重く受け止める必要があります」という言葉でした。その裏には平和憲法9条や集団的自衛権のことが隠れているのでは、と思いました。

資料館で得た情報では、アメリカ、ロシアをはじめ、世界の核保有数は約17,000発もあることを知り驚きました。広島、長崎でこれだけの尊い命を奪ったにもかかわらず、何故？何のために？保有しているのか信じられません。もしも、威力を増した核がどこかで使用されたらと思うだけで恐ろしいです。

今、小学校では6日の日は平和授業がなされているようですが、原子爆弾の悲惨さ、平和の尊さをもっと子供達に伝承していくべきだと思いました。

そして、子や孫達が戦争に行かないように、ずっと平和が続くように、みんなで『憲法9条』を守らなければいけないと思いました。

日常の平和ボケを痛感しましたが、この平凡な生活こそが平和なのだと思います。被爆国だからこそ、核のない世界、核のない未来のために世界に発信すべきだと思います。



再雇用裁判の公正判決を求める署名、カンパ  
ありがとうございます。

(9月2日現在の届出数1,432筆)

引き続きご協力のほどよろしくお願いします。

連絡先 〒802-0071

北九州市小倉北区黄金1-4-9-207

北九州地区労連労連気付 JJMIU安川合同支部宛

「安川電機の上田さんを再雇用させる会」

TEL 093-921-0747 fax093-921-0284

### 上田さん再雇用裁判

#### 第9回法廷のご案内

日時：2014年10月14日(木) 午前11時開廷

場所：地裁小倉支部6Fラウンド法廷

※終了後、弁護士会館で30分程度の交流会が開かれます。皆さんのご参加をお願いします。

#### 当面の日程

9月14日(日)北九州地区労連25回定期大会  
毎日会館5F

9月17日(水)後藤クリニック裁判  
地裁小倉支部16時45分開廷

9月19日(金)花田日豊線冤罪事件  
福岡高裁14時30分開廷

9月21日(日)安川争議OB総会  
マリンテラスあしや11時半開会

9月26日(日)小出裕章氏(京大)講演  
福岡市中央市民センター18時半開演

10月19日(日)福岡県母親大会  
春日市クローバープラザ10時